

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人佑愛学園
②設置大学名称	愛知医療学院大学
③担当部署	事務局
④問合せ先	事務長 飯田 満希子
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 8 月 21 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 8 月 24 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://amcr.ac.jp/guide/announce/disclosure/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
なし	—

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
なし	—

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神及び教育理念並びに教育目的については、大学案内、学修の手引き及び大学ホームページ等において公表し、学生、保護者、受験生、卒業生、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーに対して広く明示しています。 また、新入生ガイダンス等を通じて学生への周知を図り、建学の精神及び教育理念に対する理解の促進に努めています。 ○建学の精神、教育理念（掲載先 URL） https://amcr.ac.jp/guide/overview/spirit/
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上及び学修環境・教育内容の充実に努めています。 入学前教育及び初年次教育において、本学の３つのポリシーについて年度当初及び後期の各ガイダンスで全学生に説明するとともに、カリキュラムマップ及びシラバスにおいて各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を明示し、卒業までの学びの道筋を分かりやすく示しています。 また、内部質保証のための全学的な方針に基づき、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて教育内容及び学修環境の改善を図るとともに、その結果を大学ホームページで公表しています。 ○ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（掲載先 URL） https://amcr.ac.jp/guide/overview/spirit/ ○自己点検・評価結果（掲載先 URL） https://amcr.ac.jp/guide/announce/evaluation/
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務（役割及び職務範囲）、学長を補佐する副学長及び学部長の役割、並びに教授会の役割と学長との関係等、教学組織における権限及び責任については、以下の規程に定め、明確化しています。 ○学則

	○教授会規程 ○組織規程
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	教員と職員がそれぞれの専門性や役割を踏まえて協力・連携できる体制を整備し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めています。 具体的には、毎月開催する拡大教授会に全教員及び事務長、事務局課長が出席し、各委員会や関係部署からの報告事項を共有するとともに、教育研究活動及び大学運営に関する情報共有を図っています。 また、各委員会には教員及び職員が委員として参画し、情報共有や意見交換を行いながら、それぞれの専門性を活かして協働する体制を構築しています。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針及び年次計画を策定し、教職員の資質向上を目的とした取組を推進しています。 FD&SD 委員会規程に基づき、定期的な研修会の開催や公開授業の実施など、教職員の教育力及び職務遂行能力の向上に向けた FD・SD 活動を計画的に実施しています。 ○FD&SD 委員会規程

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期計画の策定主体は理事会であり、毎年度、計画の進捗状況や内容について点検・見直しを行っています。また、教職員からの意見を聴取し、必要に応じて計画へ反映しています。 計画の策定・見直しに当たっては、予算・決算等の経営状況に加え、学生数、入学試験の状況、退学者数・留年者数などの各種データや社会情勢を踏まえ、教学及び法人経営に関する具体的な施策を盛り込むよう努めています。 なお、中期計画は評議員会への諮問を経た上で、理事会の議決により決定しています。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画の実現に向け、年度事業計画及び事業報告を通じて進捗状況を管理するとともに、その結果を学内外へ公表しています。また、進捗状況や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて中期計画の見直しを行っています。 中期計画の内容は法人連絡会議において全教職員へ共有し、計画に基づく取組を推進しています。各計画策定部署

	では、実施状況を事業報告書として取りまとめ、理事会の承認を経た後、評議員会及び法人連絡会議において報告するとともに、本法人ホームページに公表しています。 ○事業報告書（掲載先 URL） https://amcr.ac.jp/content/wp-content/uploads/2026/07/jigyohoukoku_R7_2.pdf
--	---

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神「佛心尽障」の理念に基づき、知恵と慈しみの心を持って障がいのある人々を広く支えることのできる人材の育成を目指しています。この理念を踏まえ、養成する人材像を明確に定め、社会に貢献できる理学療法士・作業療法士の育成に取り組んでいます。 教育内容については、卒業生アンケートや卒業生就職先アンケート等を通じて社会の要請やニーズを把握し、教育課程や教育活動の改善に反映しています。 また、清須市及び大治町との官学連携協定に基づき、「清須市民げんき大学」や「大治町百歳大学」を開講し、高齢者の健康づくりや介護予防を目的とした講座を実施しています。 本学教員の専門的知見を地域に還元することで、地域住民の健康増進や自治体の高齢者施策の推進に貢献し、地域社会の要請に応えています。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域連携室を設置し、医療技術者を養成する高等教育機関として、少子高齢化をはじめとする社会課題への対応や、産官学連携による地域課題の解決に取り組み、本学の専門的知見を地域社会へ還元するよう努めています。 本学教員の専門性を活かし、市民公開講座や介護予防教室の開催、清須市広報への医療コラムの掲載をはじめ、教員が市町村等の各種委員会に委員として参画し、専門的知見に基づく意見や助言を行うなど、地域課題の解決に貢献しています。また、自治体や関係機関との連携を通じて、地域住民の健康増進や福祉の向上に資する取組を継続的に推進しています。 ○地域・社会貢献活動（掲載先 URL） https://amcr.ac.jp/guide/activities/

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害等多様な背景を持つ学生や教職員が安心して学び、働くことができる環境の整備・充実に努めています。 具体的には、「障害学生支援に関する基本方針」を定め、ガイダンス等を通じて学生へ周知するとともに、本学ホームページにおいて関連規程や相談窓口を公表しています。また、学生生活委員会を中心に支援体制や受入環境を継続的に点検・検証し、教職員の理解促進や合理的配慮の充実に取り組むことで、多様な学生を受け入れる体制の整備を推進しています。 ○障害学生支援（掲載先 URL） https://amcr.ac.jp/support/campuslife/support/
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍の推進の観点から、役員及び評議員への女性登用に配慮しています。 現在、理事 7 名中 1 名、評議員 8 名中 3 名を女性が占めています。また、大学の教員及び職員を合わせた管理職 12 名のうち 6 名が女性であり、女性管理職比率 50%を達成しています。役員等への登用に加え、管理職への積極的な登用を通じて、女性が活躍できる組織づくりを推進しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の人材確保に関する方針について、現時点では文書として明文化していませんが、教育・経営・地域社会等の多様な視点を踏まえた理事構成となるよう配慮しています。 理事には、学長のほか、法人設立当初から法人運営に携わってきた者、法人本部長、地域を代表する有識者、他大学の役員及び法人職員を選任し、それぞれの専門性や経験を活かした法人運営を行っています。 また、理事の選任については、私立学校法及び寄附行為に基づき適正に実施するとともに、評議員会及び理事会の議事録を作成し、選任過程の透明性の確保に努めています。 なお、理事の人材確保方針については、今後、より一層の透明性を確保する観点から、明文化について検討を進めます。

実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会において各理事の担当業務を定め、それぞれの役割を明確にすることで、適切な法人運営に努めています。 また、私立学校法及び寄附行為に基づき、評議員会を定期的に開催し、重要事項について諮問又は意見聴取を行うとともに、評議員会における意見を法人運営に反映するなど、理事会と評議員会が相互に連携・牽制を図りながら法人運営を行っています。 さらに、理事会及び評議員会の議事録を適切に作成・保存し、運営の透明性の確保に努めています。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要な知識や識見を深めることができるよう、理事会及び評議員会において、教育活動の状況、学生募集の状況、附属こども園の運営状況など、法人運営に必要な情報を継続的に提供しています。 また、監事監査においては、全部署の責任者が監事に対して事業報告を行い、監事が法人運営の状況を把握できるよう努めています。 さらに、文部科学省等が主催する研修会へ参加するとともに、私立学校法改正に際しては、全ての理事、監事及び評議員を対象とした説明会を開催し、法改正の趣旨や内容について理解を深める機会を設けました。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準については、現時点では文書として明文化していません。 監事及び会計監査人の選任に当たっては、独立性及び専門性を考慮するとともに、私立学校法及び寄附行為に基づき適正な手続により選任しています。また、選任に係る審議内容は議事録として作成・保存し、選任過程の透明性の確保に努めています。 なお、監事及び会計監査人の選任基準については、今後、明文化に向けて検討を進めます。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は、会計監査人と年1回意見交換を行い、それぞれの監査結果や課題について情報共有を図っています。 また、内部監査委員会を設置し、令和7年度の監事監査では内部監査委員会の委員が監事監査に立ち会うな

	ど、監事、会計監査人及び内部監査委員会が連携し、監査機能の充実に努めています。 今後三者の連携を一層強化し、監査の実効性の向上に努めていきます。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が適切に監査を実施できるよう、理事長及び法人本部長から法人運営に関する情報を提供するとともに、監事監査では各部署の課長が事業報告を行い、監査に必要な情報を提供しています。 また、監事の資質向上を図るため、文部科学省が実施するオンデマンド研修の受講や、文部科学省が公表する資料の提供など、監査に必要な知識を習得する機会を設けています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任については、私立学校法及び寄附行為に基づき、寄附行為に定める法人職員、卒業生及び学識経験者の区分ごとに適切に選任しています。 また、学校法人設立の経緯や建学の精神を踏まえ、多様な視点が法人運営に反映されるよう評議員の構成に配慮しています。選任に当たっては、理事会及び評議員会の議事録を適切に作成・保存し、選任過程の透明性の確保に努めています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集手続、審議事項及び議決事項等については、私立学校法及び寄附行為に基づき適切に運営し、評議員の役割と責務の明確化を図っています。 また、重要事項については、寄附行為に基づき評議員会への諮問又は意見聴取を行い、その意見を法人運営に反映するなど、理事会と評議員会が相互に連携・牽制する体制の充実に努めています。 さらに、評議員会及び理事会の議事録を適切に作成・保存し、運営の透明性の確保を図っています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員が学校法人の適正な運営に必要な知識や識見を深めることができるよう、評議員会において教育活動の状況、学生募集の状況、附属こども園の運営状況など、法人運営に必要な情報を継続的に提供しています。 また、私立学校法改正に際しては、全ての理事、監事及び評議員を対象とした説明会を開催し、法改正の趣旨や内容について理解を深める機会を設けました。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	災害対策マニュアルについては、必要に応じて見直しを行うとともに、教職員へ周知し、学生及び教職員の安全確保に努めています。 また、令和7年度にリスク管理委員会を設置し、法人全体におけるリスクの把握・分析を行うとともに、リスクの予防及び危機発生時の被害の最小化を図るための体制整備を進めています。 現在、法人全体のリスクの洗い出し及び重要リスクの特定を進めており、その結果を踏まえ、必要な危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画（BCP）の策定に向けた検討を進めています。 ○災害対策マニュアル ○危機管理規程 ○リスク管理基本規程
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	学校法人佑愛学園行動規範及び学校法人佑愛学園公益通報等に関する規程を定め、教職員に対して法令遵守意識及び倫理意識の向上を図るとともに、公益通報窓口を設置し、適切な内部通報体制を整備しています。 また、ハラスメント及び個人情報保護に関する研修を実施し、教職員の法令遵守意識の向上に努めています。さらに、法令改正等については、理事会及び法人連絡会議等を通じて周知を行い、法令遵守体制の充実を図っています。 ○学校法人佑愛学園行動規範 ○学校法人佑愛学園公益通報等に関する規程

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開については、対象者、方法、項目等を明確にし、透明性の高い法人運営を推進しています。 学校法人佑愛学園情報公開規程に基づき、ホームページ等を活用して、教育活動、法人運営及び財務情報等の公開に積極的に取り組んでいます。また、学校法人佑愛学園財務書類等閲覧規程を定め、財務書類等を適切に公開しています。 ○学校法人佑愛学園情報公開規程 ○学校法人佑愛学園財務書類等閲覧規程

	○法令に基づく情報公開（掲載先 URL） https://amcr.ac.jp/guide/announce/disclosure/
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	幅広いステークホルダーに対して法人運営への理解を促進するため、情報の内容や提供方法を工夫し、分かりやすい情報公開に努めています。 具体的には、学生の保護者で組織する後援会の会報誌に大学の財務情報や教学運営に関する情報を掲載し、全学生の保護者へ送付しています。また、財務情報の公開に際しては、計算書類に注記を付すなど、内容を理解しやすい形での情報提供を心掛けています。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
なし	—